

様式第 8 号（第12条関係）

法定外公共用財産境界確定図の証明申請書				
証 明 の 種 類		奥書証明 ・ コピー証明 *証明の種類を選択してください。		
証 明 申 請 箇 所		福知山市 地先		
証明内容及び部数		市所有法定外公共用財産境界確定図 部		
利 用 目 的				
提 出 先				
証 明 手 数 料		*法定外公共用財産土地境界に関する証明 1部につき300円 （福知山市手数料条例第4条該当者を除く。） *申請内容の変更や取り消しがあっても、既に徴収した手数料の 還付は行いません。（福知山市手数料条例第3条）		
上記のとおり、市所有法定外公共用財産境界確定図の証明申請をします。 令和 年 月 日 〔申請者〕 申請地所有者（住所） （氏名） 代 理 人（住所） （氏名） 連絡先 電話（ ） — 福知山市長 様				
原 本	確 定 番 号			
	確定年月日			

※申請書の作成については、裏面をよくお読みください。

- 1 証明の種類（奥書証明・コピー証明）を○印で選択してください。
- 2 申請地所有者の住所・氏名は必ず記載し、代理人が申請を行うときは、代理人の住所・氏名を併記してください。
- 3 奥書証明の申請書の場合には、証明を受けようとする図面（境界確定線を朱液又はそれに類似するもので表示し、ボールペンや鉛筆の使用は不可）を提出してください。
- 4 コピー証明の申請書の場合には、証明を求める境界確定図の確定番号及び確定年月日を原本欄に記載の上、下記の書類を提出してください。
 - （1）委任状（様式第2号。代理人が申請を行う場合）
申請地所有者の実印を押印したもの。
 - （2）付近見取図
住宅地図、都市計画基本図等を基に作成し、申請箇所を朱色で表示したもの。
 - （3）地図等の写し
申請箇所を朱色で表示したもの。
 - （4）登記事項証明書
申請地所有者のもので、原則申請書の提出前1か月以内に発行されたもの。
 - （5）申請地所有者の登記記録上の住所と現住所が異なるときは、住所変更が確認できる書類（戸籍の附票、住民票等）
 - （6）申請地所有者が法人の場合で、合併、分割等により所有権が新たな法人に承継されているが、当該申請地の所有権移転登記が未了のときは、当該法人の承継を証する書類